

異端審問：タイにおける政治混乱と司法

玉 田 芳 史

異端審問：タイにおける政治混乱と司法

玉 田 芳 史

1	はじめに	162
2	第1幕（2006～07年）	163
3	第2幕（2008年）	164
4	第3幕（2012～15年）	165
5	異端審問	168

1 はじめに

政治の民主化につれて、憲法裁判所を設置するなど、政治に対する司法の監査や監視を強化する動きが多く、多くの国で観察されている。これは政治の司法化 (judicialization of politics) と呼ばれる。民主化にプラスになるという評価とマイナスになるという評価が対立している (Kinsburg 2003; Hirschl 2008; Kinsburg and Mustafa 2008; Dressel 2012)。政治の司法化は国ごとに展開が多様であり、個別の事例ごとに実態を把握し評価する必要がある。

東南アジアのタイでは2005年から未曾有の政治混乱が続いている。混乱の基本的な構図は不変である。選挙で勝利した政党が政権を担当すると、その退陣を求めるデモ隊が登場し、司法機関が政権に手厳しい決定を下す。それでも政権が倒れなければ、軍隊がクーデタを行う。黄シャツをまとったデモ隊 (PAD)、司法、軍隊という3点セットによる政権打倒は、2006年、08年、そして13年から14年にかけて、これまで3度繰り返されてきた。選挙結果を反映しない政権が誕生すると、赤シャツをまとった別のデモ隊 (UDD) が登場して、総選挙の実施を求めてきた。

デモ隊や軍隊の役割については、国際的にもよく知られている。しかしながら、司法の役割については一部の判決の主文が報じられるにとどまり、あまり知られていない (cf. McCargo 2014; 外山 2014)。本稿では、政治の司法化の具体的な事例を洗い直し、どのような法律や判例に基づいて決定が下されたのか、類似事案の間で司法判断に揺らぎはないのかを検討する。それによって、タイの司法機関が党派性を帯びて法律や判例を平然と軽視する政治機関になっていること、裁判所の不可侵性を主張してそうした脱線や暴走への批判を封じ込めようとしていること、司法機関が公平中立な立場からの正義の実現を怠り政治の混乱に拍車をかけてきたことが明らかになる。

3つの時期に分けて具体的な検討に取りかかる前に、タイの司法制度を素描しておこう。1997年憲法は、一方で最高裁判所を頂点とする司法裁判所を法務省から独立させ、他方で裁判所を一元制から多元制へと変更して憲法裁判所⁽¹⁾と行政裁判所を設置した。前者は一審制、後者は二審制である。加えて、最高裁に政治家の刑事事件を専門に扱う政治家事件部を設置した。これは一審制である。裁判所は執政府や立法府からの高い独立性を享受している。1997年憲法は、裁判所のほかに、政治家への監視を担当する独立機関と呼ばれるものを設置した。具体的には、汚職防止取締委員会 (NACC)、選挙管理委員会、オンブズマン、会計監査委員会、人権委員会である。これらの独立機関は裁判所とともに「広義の司法」と見なしうる。2006年クーデタ後に起草された07年憲法では、独立機関の人選に関与していた上院の構成をそれまでの全員民選から官選・民選ほぼ同数へと改め、さら

に上院が人事に関与しうる余地を狭くした。独立機関は人事面で裁判所との距離を一段と縮めた。広義の司法機関は、相互間の監査がある程度は働くものの、内閣や国会あるいは国民からの監査を免れている。

2 第1幕 (2006～07年)

タイラックタイ党（以下ではTRT）が2001年総選挙で勝ち、党首のタックシンが首相に就任した。同党が4年後に下院議席の4分3を獲得する圧勝をおさめると、政権打倒運動が活発になった。タックシンが06年に入って自社株を売却すると反政府デモ隊の勢いが増した。そこで首相は2月24日に国会を解散した。4月2日の投票では400議席中40議席が確定せず、4月23日に2回目の投票が実施され、それでも確定しなかった14議席をめぐる投票が4月29日に予定された。その渦中の4月25日に就任宣誓のために拝謁した最高裁と行政裁の判事への訓示で、国王は選挙をめぐる混乱の打開を裁判所に厳命した。最高裁、行政裁、憲法裁は対応を協議し、憲法裁が5月8日に総選挙無効判決を下した。違憲の根拠は、投票用紙記入台の向きを立会人に背を向ける（日本などと同じ）方式へ変更した結果投票の秘密を守れなくなったということであった。これは広義の司法機関が政党政治家を厳しく監査する「司法による政治改革（tulakanphiwat）」と呼ばれる現象（Lokwanni 2013: 93-94）の皮切りとなった。

5月23日には興味深い判決が2つ下った。1つは、公道での無許可デモを規制する法案である。法案は2003年に下院で可決されたものの、上院で否決されたため、05年に下院で再可決したものであった。裁判所は平和な集会を行う自由を侵害するとして違憲判決を下し、以後のデモ合戦への扉を開いた。もう1つは4月2日に投票所で投票用紙を破り捨てた有権者への無罪判決である。地裁は、TRTは選挙違反を通じて不当に国家権力を奪取しようとしていたので、投票妨害は抵抗権の行使であったと判断した。

下院は2006年2月に解散されたままであった。上院は5年の任期満了を受けて同年4月19日に選挙が実施されたものの、選挙管理委員会が機能不全に陥って当選者を確定できなかった。立法府は空白であった。選管は欠員が生じていたため、最高裁に補充を依頼した。しかし、最高裁長官は6月1日に公開書簡を送り、「国王陛下は国民の主権を国会、内閣、裁判所を通じて行使される。・・・下院解散によって国会と内閣が不在となっているときには・・・国王は裁判所を通じて主権を行使できる」と説明し、投票の秘密を守れない選挙を実施した選管には協力できないと通知した。地裁は7月24日に選管に懲役4年の実刑判決を下し、保釈を認めず収監した⁽²⁾。

後任の選管が決まり選挙を実施すれば、TRTの勝利はほぼ確実であった。このため、2006年9月19日に軍隊がクーデタを遂行した。軍事政権下で、憲法裁は07年5月に、選挙違反によって不当に国家権力奪取を企てたという理由でTRTを解党し、併せてクーデタ後に出された命令に基づいて同党役員111名に5年間の政治職追放処分を下した。不利益処分には遡及効がないという一般原則ならびにタイの判例に反する暴挙であった。加えて、安定した単独政権に代えて不安定な連立政権を登場させることを狙って、2007年憲法で選挙制度を改革した。

3 第2幕 (2008年)

封じ込め努力の甲斐なく、2007年12月総選挙では、TRTから人民の力党（以下ではPPP）へと衣替えしたタックシン派の政党が勝利し、新たに党首に迎えられたサマックが首相に就任した。2008年2月発足のPPP政権が選挙公約通りに07年憲法の改正に着手しようとする中、黄シャツのデモ隊（PAD）が政権打倒に立ち上がり、5月下旬に首相府脇の幹線道路を占拠し、12月まで続く路上集会に突入した。

外務大臣は2008年6月19日に、カンボジアの政界遺産登録申請を認める共同宣言に署名した。政府は批准が必要な条約とは考えず、国会で承認を求めなかった。しかし、PADは領土喪失につながると騒ぎ立て、行政裁判所に訴えた。行政裁は6月27日に差し止めに命令した。重鎮の公法学者は、批准が必要としながらも、行政裁には管轄が及ばないと指摘し、二審に棄却を求めた。しかし、二審は一審判決を支持した（Lokwanni 2013: 112-113）。他方、憲法裁は国会議長から判断を求められると、7月8日に、国境の変更を伴わないので批准不要という政権側の主張に対して、「国境を変更することになるかもしれない」（下線は筆者）から批准が必要と判断した。憲法解釈というよりもむしろ風が吹けば桶屋が儲かるという類のこじつけにすぎないと受け止めて、反発するものが少なくなかった⁽³⁾。

PADは8月26日に首相府や政府のテレビ局などに押し入って占拠した。民事裁判所は8月28日に政府の求めに応じて立ち退き命令を出したものの、翌日には一転して排除の差し止めに命じた。政府は9月2日に首都に非常事態を宣言したが、デモ隊の狙いが強制排除で流血の惨事を招くことと理解していたため、強硬措置を控えた。手詰まり状態が続く中、憲法裁は9月9日に首相失職判決を下した。首相が料理番組に出演して報酬を受け取ったのは「従業員」であることを意味しており、憲法が禁止する利益相反規定に抵触するということであった。民商法、税法、労働法などに共通する用法と異なるという批判に対し

ては、憲法は最高法規でありほかの法律と同じ解釈をする必要がないと主張した。

PADが11月25日から国際空港を占拠・封鎖する中、12月2日に憲法裁は与党PPPの解党を命じた。2006年クーデタ後の法改正で政党役員が選挙違反をすれば解党という規定が設けられており、08年7月8日に最高裁政治家事件部がPPP幹部の選挙違反を認定した時点で、解党は必至となっていた。解党で首相が議員資格を失って政権は崩壊した。解党で移籍が自由になった議員の説得に陸軍幹部が乗り出し、PPP議員33名が野党民主党支持に転じたため、政権交代が実現した。

4 第3幕 (2012～15年)

(1) 憲法改正

2011年7月総選挙でタックシン派が勝利してインラック政権が誕生した。同政権は選挙公約通りに12年に07年憲法に全面改正に乗り出した。まず、憲法改正の手続きを定める憲法291条改正案の可決を目指した。第2読会が終わり、採決を残すだけの段階になった6月1日に、憲法裁は憲法68条に抵触する（体制転覆の）疑いがあるという理由で差し止め命令を出し、続いて7月13日に、68条に当たらない、全面改正には国民投票が必要、個別の条文の改正ならば可能という判決を下した。

この判決に従って、国会は翌年に個別の条文の改正に乗り出し、上院改革と条約批准条件見直しの2点の改正案を可決した。野党はこの改正が68条違反ではないかと憲法裁に訴えた。憲法裁は2013年11月20日に、上院議員を97年憲法と同様な全員民選に戻す改正案については、起草手続き⁽⁴⁾と改正内容の双方において違憲と判断した。内容については、上院議員をすべて民選にすると、上院に下院議員の親族が増えて下院への抑制均衡機能を果たせなくなり、68条が禁止する憲法に違反した方法による権力獲得の機会を準備することになり、違憲だというのである。

条約の国会批准に関連する改正案については、憲法裁は2014年1月8日に、1) 審議を尽くしていない、2) 立法府を弱体化し抑制均衡を崩すという2つの理由により、憲法68条に抵触するとして違憲判決を下した。判決はさらに、改正が国民主権や法治主義に反しており、憲法122条の議員が国民代表として行動するという原則にも反していると指摘した。

これらの憲法改正案違憲判決に対しては批判が相次いだ。第1に、憲法は国会に憲法改正権限を認めている（291条および136条）。さらに改正に当たって禁止されるのは体制変更と国家形態の変更の2点のみである。上院や条約批准の見直しは該当しない。第2に、違憲判断の根拠とされる68条は憲法の「第3節国民の権利と自由」に置かれていて、個人

による権利や自由の濫用を禁止する規定であり、国会の立法活動には適用できない (Somlak 2013; Ekkachai 2013)。第3に、68条違反は検察を通じて起訴すべきところ、3件の訴訟はいずれも検察を通していない。この点について、裁判所は、憲法改正が少数意見を無視した多数派の横暴であって、多数決では覆せない法の支配の原則に違反しているので、憲法裁判所は受理しようと述べた。少数派の暴政を助けかねない牽強附会の論といえよう⁽⁵⁾。これら3点において憲法裁の判決は憲法に違反しているので無効である。

(2) 2兆パーツ借金法違憲判決

インラック政権は、高速鉄道網整備を中心とした交通インフラストラクチャー整備のために、7年間で2兆パーツ（約6兆円）の借金をする法律を作った。憲法裁は、予算手続き法の適用を免除するための緊急性が本事業にはないとして違憲判断を下した。この事業は軍事政権に継承され、さらに拡大されることになる。

(3) 総選挙無効判決

2013年12月9日に国会を解散し、2月2日に総選挙を実施する政令が公布施行された。ところが、PDRC（民主党支持者がPADと合流した集団）のデモ隊は立候補や投票を妨害した。南部の28選挙区では、届出を受理できなかったため、候補者が不在となった。内外の有権者2000万人以上が投票し、投票率は47.72%であった。

憲法裁判所は、総選挙が無効ではないかというオンブズマンからの訴えを受理し、1) 28選挙区で日を改めて選挙を実施するのは、選挙を同一日に実施すべきという憲法の規定に反する、それゆえ2) 政令のうち選挙の日程を2月2日と定めた部分だけが違憲であると判断した。選挙は無効ながら、国会解散は有効というわけである。

これに対して与党議員や学者が批判を浴びせた。第1に、オンブズマンには総選挙無効確認を求める権限がなく（245条）、憲法裁は訴えを却下すべきである。第2に、憲法は総選挙を全国で同日に実施すべきとは規定していない。政令で2月2日に実施と決めたことも憲法が定める条件にかなっており合憲である。事後の妨害行為から判断するのは本末転倒である。第3に、28選挙区で再選挙をすれば済むことであり、残る347の選挙区ならびに世界各地の在外公館で実施された投票を無効と判断する必要はない。妨害者の肩を持ち、投票した者の権利を侵害する不当判決である。第4に、この判決を受け入れるならば、今後もどこか1つの選挙区で立候補や投票を妨害すれば、総選挙は無効ということになってしまう。

(4) 閣僚や議員への弾劾

汚職防止取締委員会（NACC）は、上院改憲案に違憲判決が下ると、議事運営のミスならびに賛成したことへ責任追及を始めた。上院には閣僚や議員の罷免権限が付与されている。該当するのは「異常蓄財、職務上の不正、公務上の地位・義務に対する違反、司法上の地位・義務に対する違反、または憲法あるいは法律の規定に抵触する職務権限の故意の行使がある、あるいは倫理標準への重大な違反または不遵守があった場合」である。これを根拠として、改憲に賛成した300名余りの国会議員の罷免に着手した。

だが、憲法130条には、国会で「議員が事実関係を発表、見解表明または投票することは絶対的な特権であり、いかなる方法においてもその議員を訴える事由とすることはできない」と規定されている。これはどこの国でも議員に認められている免責特権である。法律や政策に対して違憲・違法判断が（かなり党派的に）下されるたびに、弾劾の対象になるというのでは、国会での立法活動が著しく阻害されることになる。

(5) 首相失職判決：NSC事務局長の人事問題

2011年8月発足のインラック政権によって、同年9月初旬に首相府顧問への異動を命じられた国家安全保障会議事務局長T氏は、12年4月に行政裁に取り消しを求めて訴訟を起こした。裁判所は14年3月7日に異動が法令違反であり、45日以内に復職させるべきであるという判決を下した。その根拠は、異動理由を説明していなかったということであった。それを受けて任命上院議員が即刻、違法な人事異動を決めた内閣の更迭を求めて憲法裁に訴えた。

憲法裁は4月2日に訴えを受理し、5月7日に判決を下した。それは、T氏の異動はその転出で空いたポストに2011年10月に警察長官を転任させ、それによって空いた警察長官に首相の義兄を任命するための工作であったと断じて、憲法違反の利益相反行為であると認定し、T氏の異動を決めた11年9月当時の閣僚のうち判決時の第5次内閣にとどまっている10名を失職させるものであった。

この判決には様々な批判が渦巻いた。第1に、国会解散で選挙管理内閣になっている閣僚はすでに失職しているので重ねて失職させることはできない。第2に、気鋭の公法学者ウォーラチェートによると、仮に失職対象になるとしても、該当するのは2011年9月当時の閣僚ポストであり、閣僚自身ではない。第1次内閣と第5次内閣で同じポストにとどまっているものは2名しかいない。判決通りならば、違法な人事異動の決定に加わった段階で、当該人物はその後入閣の資格を失っていたことになる。しかし、憲法266条によると、憲法裁は失職させることができても、閣僚就任権を剥奪することはできない。憲法に違反した判決である（Prachathai 2014）。第3に、裁判所は、首相の親族だから自動的に利益相反と即

断し、当該人物に就任の適格性があるかどうかの判断をしなかった⁽⁶⁾。義兄は副長官中の序列が2009年には第1位になっていたので、必ずしも不当な縁故人事とはいえないであろう。

(6) 会計監査委員会による総選挙費用賠償請求

会計監査委員会は2014年5月6日付の文書を首相に送って、2月2日総選挙に要した費用38.85億バーツ（およそ120億円）の賠償を内閣に請求した。2月に予定通り選挙が実施できず、予算が無駄になるかも知れないという忠告を会計監査委員会が発していたにもかかわらず、選挙を強行した。内閣の非合理的裁量権行使は不法行為であり、費用が無駄になった。これが請求の根拠であった。

(7) NACCによる汚職認定

インラック政権は8000億バーツの予算で、生産者から粳米を高価で買い上げる政策を実施した。買い上げを代行する精米業者の中には不正を働くものもいたほか、国際価格が低迷して大きな逆ザヤを生み売却に苦慮した。売却できないため運転資金が底をついて事業は暗礁に乗り上げた。国会解散後には資金調達が一段と困難になった。

NACCは、2014年1月16日、政府買い上げ米を政府間取引で中国へ売却したという商業大臣らの不正疑惑の調査に乗り出すことを決定した。首相は監督責任を問われることになった。14年5月8日にNACCは、「内閣の政策全般について国会に対して共同で責任を負わなければならない」という憲法178条に違反しているので汚職であり、罷免が必要であると判断した。NACCから汚職が蔓延していると警告を二度受けており、会計監査委員会からも赤字が膨大という警告を受けたにもかかわらず、適切な措置を講じなかったことが汚職認定理由であった。

5 異端審問

(1) 無資格弾劾

司法機関は2014年に密接な関係プレーでインラック政権を土俵際まで追い詰めた。しかし、憲法を遵守する限り、選挙管理内閣は選挙終了まで政権を離れることができない。そこで、憲法に違反する工作が始まった。上院の民選部分の選挙が14年3月30日に実施された。PDRCは下院と違って妨害しなかった。上院は5月に議長の選出を終えるやいなや、非民選首相の選出に乗り出した。1) 下院議員不在ゆえに上院が下院の首相選出機能を代行しうる、2) 憲法が想定しない事態が生じた場合には慣例に従って対処すると定める憲

法7条を適用しうる⁽⁷⁾、という2点を論拠としていた。しかしながら、それは明白な憲法違反であった。法を守ってはいけり切れぬ。そこで、2014年5月22日に軍隊がクーデタを行い、憲法を破棄して、政権を打倒した。

クーデタ後、軍隊任命の官選国会が、NACCからの猛烈な働きかけを受けて、インラック政権時代の閣僚や議員を罷免しようと全力を傾けた。この試みは異様である。第1に、罷免は辞任しない人物が対象になる。国会解散やクーデタですでに失職したものをさらに失職させることはできない。第2に、官選国会は2007年憲法の上院とは別物であって、罷免には法的な根拠が必要なが、クーデタ後の暫定憲法にはそうした根拠規定がない。第3に、監督怠慢とされる首相が不正の当事者とされる大臣よりも先に罷免されるのは順序がおかしい。

こうした事情にもかかわらず罷免を強行するのは、真意が政治的権利の5年間剥奪にあるからである。裁判所を通じた刑事処罰ではなく、国会で権利剥奪を目指すのは、実現が容易だからである。2007年憲法下では、上院で罷免に必要な5分の3の支持を得ることは一度もなかった。だが、クーデタ国会は全員が任命なので15年1月23日に前首相の罷免を190対18の大差で可決できた。

(2) 不可侵性

裁判所を中心とする広義の司法機関が、大胆に行動しうるのはなぜであろうか。司法機関が法廷侮辱罪（司法権侵害罪）（刑法198条）によって守られている点 が 重 要 で あ ろ う（Nithi 2012; Kritphachon 2014）。これは君主制の不敬罪（刑法112条）と似通っている。裁判所と君主制の近接・類似を想起させる要因は多い（Nithi 2012: 12）。裁判官は、1）ほかの公務員とは異なり、就任前に国王に拝謁して宣誓を行う、2）職務遂行にあたって国王の御名を用いるのは裁判所と枢密院だけである、3）多くの判事は、国王の名代として判決を書いており、判決は国王の言葉であるがゆえに批判されてはならないと考えている、4）

図 司法裁判所のロゴマーク



裁判官が着席する椅子は特別な地位を想起させる「御座banlang」という名で呼ばれる、5) 司法裁判所のロゴマーク (2001年制定) は、現国王とのきわめて緊密な関係を表現したも のになっている (図参照)⁽⁸⁾ (Soracha 2014)。

法廷侮辱は裁判所内部において裁判所が定めたルールを守らないことであり、判決批判とは別物である。しかし、法廷侮辱罪は威圧のために用いられている。大事な点は、学術目的以外の判決批判が禁止されており、法理や常識に反する判決を下しても批判を免れるということである。一例をあげると、90名以上の死者を出した2010年のUDDデモ隊取り締まりの責任者であった首相と副首相が殺人罪で訴追されていた事件で、地裁はクーデタ後の14年8月28日に刑事事件ではなく職務規律違反にすぎないとして訴えを却下する判決を下した。警察に代わってNACCが捜査を担当し、最高刑は死刑ではなく懲役10年となる。このため被害者の遺族が不当判決と批判するビラを配布すると逮捕された。別の例をあげると、弁護士会も判決の不可侵性を支持している。2013年11月に改憲案違憲判決が出たとき、政権側には憲法に反する不当判決の受け入れを拒否しようとする声があった。それに対して、弁護士会は12月3日に声明文を発表した。第1に、憲法裁判所の判決は絶対であり、国会、内閣、裁判所、その他の国家機関を拘束する。第2に、三権分立と抑制均衡は重要な原則である。第3に、国王は国会を通じて立法権、内閣を通じて行政権、裁判所を通じて司法権を行使する。判決の否定は司法面における王権の否定に等しい。このような不届き者は12月5日の国王誕生日に拝謁すべきではない。この声明から、正義を実現するために裁判所と距離を置くべき弁護士会が、裁判所と国王の関係を特別視し、判決を絶対視していることが分かる。

(3) 魔女狩り

2006年から10年までNACCの委員を務めた元判事は、14年クーデタ直前に、「法律をねじ曲げて使うことは軍事クーデタよりも悪質である」と語った (Somlak 2014)。06年以後の司法による政治家監査を支持する人々は、裁判所やその判決を最大限に尊重するよう声高に主張する。しかし、彼らは法律を平然と無視してみせる。たとえば、14年5月に非民選首相を実現しようとした上院議長は、クーデタ後には官選国会の副議長に選出され前政権関係者への罷免の旗振り役を務めている。そもそもインラック政権による憲法改正への違憲判決に快哉を叫んだ人びとは、憲法を破棄したクーデタを歓迎した。

裁判所が政治対立の一方の当事者になり、最後の拠り所ではなくなったため、「人びとは法律に期待をかけようとする。タイの歴史上人びとが今日ほど法律に興味を持ち、法律の知識を持ち合わせている時代はない」と現代タイを代表する知識人ニティは記している (Nithi 2012: 11)。これは、司法機関の決定や判断を無批判に受け入れるのではなく吟味

し不当性に気付くがものが増えることを意味している。そうした覚醒を助けてきたのが、類似事案でありながら、与党（タックシン派）と野党、UDDとPADでは、司法判断が異なるという露骨な二重基準である。

政治をスポーツ競技にたとえると、中立の審判であるべき司法が、一方に加勢する八百長紛いの行為が横行している。「裁判所が何よりもまず政治制度である」（Hirschl 2008: 134）としても、その決定や判断は、法律や判例に基づいた一貫性が必要であり、さもないければ司法の衣をまとった政治的な価値判断の表明に過ぎない。司法機関は客観的な法的正義よりもむしろ主観的な政治的正義を追求している。その可否を法理に照らして論じてもさほど意味はない。アメリカで教鞭を執るタイ人歴史学者トンチャイは2008年7月に「INQUISITION」と題するエッセイを発表した。本稿で紹介した共同宣言違憲判決の数日後に、タイ語でタイ人読者向けに書いたものである。中世ヨーロッパでは、被告を異端者と想定した上で、捜査、訴追、裁判を行い、厳罰を下す異端審問が行われていたと概説する内容である（Thongchai 2008）。今日のタイで広義の司法機関が、有罪と推定し理由をこじつけるといえるのはそうした魔女狩りと似通っている。駆除すべき異端者は、総選挙で2001年、05年、06年、07年、11年、14年と6連勝中の勢力である。この悪魔のごとき勢力を退治するためには、軍事クーデタだけではなく、司法機関が手を携えたクーデタも容認される。だが、それは異端者が多数という状況を変えることはできない。むしろ逆効果である。異端者は叩けば叩くほど増殖し、政治の混乱に拍車がかかるからである。

引用文献

- Dressel, Bjorn. 2012. *The Judicialization of Politics in Asia* (Oxon and New York: Routledge).
- Ekkachai Chaianut. 2013. "San ratthathammanun khian ratthathammanun mai phan khamwinitchai 20 phrutsacikanyon 2556". *Prachathai*, November 10, 2013 (<http://prachatai.com/journal/2013/11/49888>).
- Hirschl, Ran. 2008. "The Judicialization of Politics", Gadeira, G. A., Kelemen, R. D., and Whittington, K. E. (eds), *The Oxford Handbook of Law and Politics* (Oxon and New York: Oxford University Press), pp.119-141.
- Kinsburg, Tom. 2003. *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asia* (New York: Cambridge University Press).
- Kinsburg, Tom and Mustafa, Tamir (eds). 2008. *Rule by Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes* (New York: Cambridge University Press).
- Kritphachon Somnawat. 2014. "Amnat haeng 'attalak' tulakan", *Nitisangkhommasat* 7 (1) : 77-120.
- Lokwanni. 2013. *Aphinihan san cao* (Bangkok: Lokwanni).
- McCargo, Duncan. 2014. "Competing Notions of Judicialization in Thailand", *Contemporary Southeast Asia* 36 (3) : 417-441.
- Nithi Iosiwong. 2012. *Phipak san* (Bangkok: Matichon)

- Prachathai. 2014. "Woracet, Kittisak, Sathit thok tulakan kap sathanakan thang kanmuang", *Prachathai*, April 27, 2014 (<http://www.prachatai.com/journal/2014/04/52896>)
- Somlak Catkrabuanphon. 2013. "Ratthathammanun matra 68, 291 kap san ratthathammanun", *Matichon*, Dec 19, 2013 (http://www.matichon.co.th/news_detail.php?newsid=1387362764&grpId=01&catid=&subcatid=).
- . 2014. "Phawa coe thangton phaendin duat prachathipatai lang phing fa doenna luaktang mai", *Thai Rat*, May 12, 2014 (<http://www.thairath.co.th/content/422049>).
- Soracha Santatirat. 2014. "Kanphitcarana lae long thot lamoet amnat san phaitai phraparamaphithai", *Nitisangkhommasat* 7 (1) : 121-144.
- Thongchai Winitcakun. 2008. "INQUISITION", *Prachathai*, July 11, 2008 (<http://www.prachatai.com/05web/th/home/12807>).
- 外山文子. 2014. 「タイにおける体制変動：憲法、司法、クーデタに焦点をあてて」『体制転換/非転換の比較政治』（日本比較政治学会年報第16号）:157-181
- Wasan Soiphisut. n.d. *Ruang (mai) sanuk nai san ratthathammanun* (Bangkok: Tontham).

注

- (1) 憲法裁判所は2006年クーデタ後廃止され、代わりに最高裁と行政裁の判事で構成される憲法判事団が設置された。憲法裁は、07年憲法が公布施行されると、復活した。
- (2) この裁判は2013年になって最高裁で、原告には訴えの利益がなく原告適格がなかったとして棄却の決定が下る。地裁は訴えを受理すべきではなかったということである。
- (3) この事件を担当し、2011年から13年まで長官を務めた憲法裁判事は、批判に次のように反論している。「今現在国境を変更するならば国会の同意を得る必要がある。しかし、「将来領土を他国に譲り渡す」と取り決めに書かれていれば、将来のことゆえに見直される「かもしれない」し見直されない「かもしれない」から、国会の批准は不要であると解釈してよいのか。」(Wasan n.d.: 54)。肝心なのは、現在か将来かではなく、領土を割譲すると記すかどうかである。彼は論点をすり替えている。
- (4) 手続きについては以下の点を指摘した。1) 2013年3月20日に提出された改正案の原案と国会の第1読会に提出された改正案の内容が一致しない。2) 国会での審議が始まってから14日目の4月18日になって審議日数を15日間と決めた結果、残り1日となり時間不足で発言できないものが多数出た。これは議事運営規則に違反している。3) 代理投票をした下院議員が1名いた。
- (5) 審理手続きについて付言すると、2012年の裁判は改正案可決前の違憲審査なので、成立済みの法律を前提とする違憲立法審査の枠からはみ出しており、立法権の侵害である。
- (6) 義兄はタックシン政権時代に警察副長官に任命された。2006年クーデタ直後に、警察を追われて首相府顧問へ左遷された。08年6月に副長官に復帰したものの、08年12月から政権を握った民主党は彼を嫌って年功序列軽視の長官人事を行った。
- (7) この2点目は、首相は民選議員という憲法の規定に反する行為を国王が裁可することを意味する。これについては、2006年4月に国王自身が拒否を明言していた。
- (8) 司法裁判所の公式の説明によると、裁判所を示す天秤を覆うように、王冠と9つの蓮の花が描かれている。蓮は現国王ラーマ9世を示している。